

06 医療費の助成制度をご利用ください！



本市では、市民の皆さんが安心して医療サービスを受けられるように、医療費の負担が軽くなるさまざまな制度を設けています。
詳しくはお問い合わせください。



◀福祉医療についてはこちら



◀70歳からの医療についてはこちら



▶保険年金課 医療係 ☎23-3514 / 国保年金係 ☎23-2149

子ども医療費助成

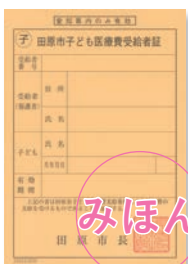
●対象

- ①未就学児・小学生・中学生
- ②高校生世代

※すでに働いているなど、学生でない方も対象

●内容

- ①保険診療における通院・入院の自己負担額
- ②保険診療における入院の自己負担額



みほん

●高校生世代の通院医療費無償化が始まります！

10月1日から、高校生世代の子どもの通院医療費の自己負担額が無料となります。

対象の方には6月上旬に申請書をお送りしています。まだ申請がお済みでない方は、忘れずに申請してください。申請した方には、9月中旬に「子ども医療費受給者証」をお送りします。

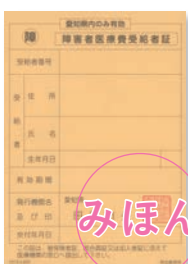
障害者医療費助成

●対象

- ①身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級の方)
- ②療育手帳A・B判定をお持ちの方
- ③自閉症状態と診断されている方

●内容

保険診療における自己負担額



みほん

後期高齢者福祉医療費助成

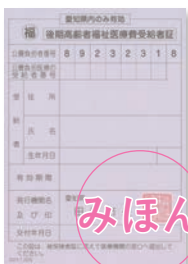
●対象

後期高齢者医療制度に加入しており、以下に該当する方

- ①障害者医療・精神障害者医療・母子家庭等医療の受給資格者
- ②一人暮らしで、市民税が非課税の方(その他要件あり)
- ③要介護区分が4または5と認定され、市民税が非課税の方(その他要件あり)

●内容

保険診療における自己負担額



みほん

母子家庭等医療費助成

●対象 ※所得制限あり

- ・母子・父子家庭で高校生世代までの子を養育する母・父および子(配偶者に重度の障害がある家庭を含む)
- ・父母のいない高校生世代までの子

●内容

保険診療における自己負担額



みほん

※10月31日までは印字は橙色

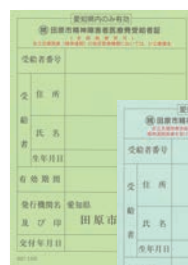
精神障害者医療費助成

●対象

- ①精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ②精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでなく、自立支援医療(精神通院)を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでなく、精神科病棟に入院している方

●内容

- ①保険診療における自己負担額
- ②保険診療における精神通院の自己負担額
- ③保険診療における精神入院の自己負担額の半額



みほん

国民健康保険 高齢者医療費給付

●対象

国民健康保険に加入している70歳以上の方

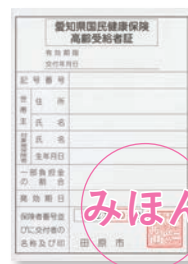
※70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生月)から対象

●内容

医療費の自己負担割合が2割(現役並みに所得がある方は3割)

●送付について

- ・該当の方へ70歳の誕生日の月末に郵送します(1日生まれの方は前月末)。
- ・すでに高齢受給者証をお持ちの方には、7月末までに新しい高齢受給者証を郵送します。



みほん

※7月31日までは用紙は薄橙色